

神奈川県立新羽高等学校

平成 30 年度 不祥事ゼロプログラム方針

新羽高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。実際の行動については、副校長を中心として全教職員でこれを行う。

2 課題と目標

	課題	目標	検証		
			1	2	3
1	法令遵守意識の向上	公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底			
2	セクハラ・わいせつ行為の防止	原因・再発防止策について検討し、効果的な取り組みを進める			
3	体罰、不適切な指導の防止	体罰によらない指導への理解を深める 教員間の相互チェックが働く体制を整える			
4	定期試験、成績処理、進路関係に係る不適切な事務処理の防止	マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化			
5	個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	教務手帳の管理等、個人情報の適切な管理 パスワードの設定、誤廃棄の防止			
6	交通法規の遵守	交通違反・交通事故防止 酒酔い運転・酒気帯び運転の未然防止			
7	業務執行体制の確保	情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の確認・徹底			
8	会計事務の適正執行	私費会計事務処理の周知・徹底			

3 行動計画

(1)「事故防止会議」体制

- ア 本会議は企画会議のメンバーに拠った体制とする。
- イ 本会議の副校長を中心に管理連携グループと協力して実施する。
- ウ 本会議は月 1 回のペースで開催する。
- エ 本会議は全職員対象の不祥事防止研修会として実施する。

(2) 各課題における取組

- ア 「教育委員会・不祥事ゼロ運動」に係る職員啓発資料等を活用して、全職員対象の不祥事防止研修会を中心に取り組む。
- イ 新聞掲載事例については、写しを掲示し、朝の打ち合わせ時に報告及び確認する。
- ウ 外部講師を招いての事故不祥事防止研修会を実施する。

(3) 内容

①法令遵守意識の向上

- 常日頃より、法令遵守、服務規程の徹底を図る。
- 神奈川県職員行動指針「私たちの規律」を点検項目とした、全職員による自己点検を行う。

②セクハラ・わいせつ行為の防止

- 生徒の SNS 等の利用禁止を徹底する。
- 教科準備室等の適切な利用を徹底する。準備室の窓をふさがない等外から見えるような準備室内の配置を行う。
- 生徒のセクハラに対する意識の啓発及び相談体制の周知し、組織的な対応を図る。

③体罰・不適切な指導

- 部活動活性化担当者により人権に配慮した指導について提起する。
- 生徒指導には複数で対応するなど、適切な指導を行うよう注意を喚起する。

④定期試験、成績処理、進路関係に係る不適切な事務処理の防止

- マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底及び職員同士の相互チェック機能の強化を図る。

⑤個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

- 日常的に様々な個人情報を扱っていることを再認識する。
- ルールを確認し、個人情報の適切な管理に努める。

⑥交通法規の遵守

- 年末年始に関わらず、折に触れて注意を喚起する。

⑦業務執行体制の確保

- グループ会議、学年会議、教科会議等の実施を通して、情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の確認・徹底を行う。

⑧会計事務の適正執行

- 私費会計事務処理についての説明会を行い、また、会計伝票の作成についてはその都度説明を行い、周知徹底を図る。
- 私費に係る財務事務調査の指摘事項についての所属研修会を実施し、改善を図る。

4 検証

設定した目標に沿って、プログラムを実行し次に示す時期に検証を行う。
検証の結果、達成度が低い場合は対応策を検討し、達成度が上がるように行動計画を設定し直す。

- (1) 第1回検証… 8月
- (2) 第2回検証… 1月
- (3) 第3回検証… 3月

5 実施結果

4 検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめ、行政課行政グループに報告する。

6 次年度プログラムの作成

4 検証を踏まえ、次年度「不祥事ゼロプログラム方針」を作成する。